

教第3号議案

神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級並びに特別支援学校
小・中学部教科書選定委員会設置規則を制定する件

神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級並びに特別支援学校小・中
学部教科書選定委員会設置規則を次のように制定する。

平成29年4月17日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級並びに特別支援学校
小・中学部教科書選定委員会設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1条
第2項の規定により、神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級並び
に特別支援学校小・中学部教科書選定委員会(以下「選定委員会」という。)
を設置する。

(担当事務)

第2条 選定委員会は、学習指導要領及び神戸市特別支援学校教育課程編成の
手引に則して、平成30年度に神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学
級並びに特別支援学校小・中学部において使用する教科書に関して調査審議
する。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者代表
- (3) 青少年関係団体代表
- (4) 教職員
- (5) 各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年8月31日までとする。

(会長)

第5条 選定委員会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 選定委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第7条 選定委員会は、これを非公開とする。

(神戸市立学校教科書調査委員会)

第8条 選定委員会に、神戸市立学校教科書調査委員会（以下「調査委員会」という）を置く。

2 調査委員会は、その調査結果を選定委員会に報告する。

3 第2条に規定する選定委員会の審議にあたっては、調査委員会において調査研究された報告を参考にするものとする。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成29年8月31日限り、その効力を失う。

理 由

神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級並びに特別支援学校小・中学部教科書選定委員会を設置するにあたり、規則を制定する必要があるため。